

令和3年度真室川町地域共助除雪事業について

～ 除雪作業グループ募集中 ～

真室川町地域共助除雪事業は、高齢者世帯等の玄関前除雪支援事業として、平成26年度から実施され、昨年度は23団体で45世帯の高齢者世帯で除雪作業を行っていただきました。今年度も、引き続き事業を継続していきます。事業の概略は下記のとおりです。

事業の内容

1. 除雪作業を行う組織（グループ）を結成

町行政区、又は隣接する複数の行政区の住民で構成された組織。（町全体を活動範囲としている組織を除く）が、補助対象となります。**民生委員の参加は必須です。**

2. 組織の活動内容と対象範囲について

(1) 日常的除雪の対象者 **※対象者の玄関前除雪は必須条件**

下記の①～③全てに該当すること

- ① 町内に居住する高齢者のみ世帯、障がい者等のみ世帯、高齢者及び障がい者のみ世帯等で日常的な除雪ができない方。
- ② 町民税所得割額10万円未満の世帯。
- ③ 本人の申し出があること。

(2) 地域の課題解決のための除雪 **※日常的除雪の対象者がいる場合にのみ助成対象**

例 除雪車の来ない生活道路、防災関連施設、除雪車で狭くなり早朝の通学時に危険となった道路除雪など。



3. 助成金額（活動費の助成）

- (1) 日常的除雪（玄関前門口除雪） 1世帯 25,000円 × 世帯数
- (2) 地域課題解決のための除雪 1地区 30,000円

4. 助成金の使いみち

・作業員日当、除雪機燃料費・借上げ代、ボランティア保険、スノーダンプなど

5. 申込期限及び提出先

- (1) 期 限 令和3年11月25日（木）
- (2) 提出先 真室川町社会福祉協議会事務局（健康管理センター内）

※申請書等の様式は、各地区区長に配布している他、社会福祉協議会及び福祉課に用意しております。

6. 事業の流れ

① グループ（組織）を作ります。（組織名称の決定 例：〇〇除雪隊 等）

- ・ 代表者、相談窓口となる方、構成員（除雪する人）を決める。
- ・ 民生委員は対象世帯の現状を把握するアドバイザーとして必ず加入します。
しかし、代表者にはなりません。

② どこを除雪をするか決めます。（事前の確認が必要となります）

- ・ 日常的除雪の対象者（民生委員と相談、町による所得要件等の確認）
- ・ 地域の雪による困りごとは何か。（狭くなった通学路の除雪等々）

③ 除雪のための準備

- ・ 道具はどうするか（作業する人の道具を使うか、組織で購入するかなど）。
- ・ 作業する人の作業日当等はいくらにするか。
- ・ 玄関前除雪の頻度、困りごと解決除雪の日時はどうするか。

④ 希望者の取りまとめ（要綱 様式 1）

- ・ 対象者となる世帯のうち希望者する方に申請書を記入してもらう。

⑤ 申請（事業計画書、収支予算書、対象者名簿）（要綱 様式 2～5）

⑥ 支給決定 及び 事業費支払

⑦ 除雪

- ・ 日常的除雪については日報に記入し、対象者から確認印をもらう。
- ・ 支出については、必ず領収書をもらうこと。

⑧ 実績報告（事業報告書、作業日報、収支決算書、領収書等）

⑨ 交付金の精算 事業で余った交付金は返還する。